清水区 PR ブース出店候補事業者 登録制度 実施要項

１　制度の目的

清水区独自の資源である特産品や観光情報を活用し、区内外各種イベントにおいて、清水区 PR ブースに出展・協力いただける事業者を事前に「候補事業者」として公募・登録します。一度ご登録いただくことで、次年度以降は情報の更新確認のみでスムーズに申し込みが可能となります。

２　募集方法

静岡市ホームページにて募集します。

３　登録申請方法

登録申請書に必要事項を記入して、清水区役所地域総務課あて、Email、FAX、郵送、または直接清水区役所地域総務課窓口へ申請してください。
登録申請書は、静岡市ホームページ＞清水区＞清水区からの情報＞清水区ＰＲ事業出店者募集中から取得可能です。

４　登録資格

以下の条件をすべて満たしていることが前提です。
（１）清水区内に事務所を有する事業者
（２）自社の製品・サービスを通じて、清水区内の特産品や観光 PR 商品等を販売できる事業者

５　登録制限

以下のいずれかに該当する法人、団体、または個人は登録することができません。
（１）過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
（２）国税及び地方税を滞納している者
（３）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者
（４）法律行為を行う能力を有しない者
（５）会社更生法に基づき更生手続きの開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
（６）代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者
（７）暴力団、暴力団員等、暴力団員の配偶者である者、またはそれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者

6　出店者登録内容の確認について

（１）原則として、申請時に登録いただいた内容について、年度初めに「登録更新確認」を実施します。前年度に登録済の方は、事務局から送付する通知に対し変更の有無を回答していただきます。

（２）住所・連絡先等、申請時に登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに地域総務課までご連絡いただきます。

7　留意事項

（１）登録は出店を確約するものではありません。

（２）出店に係る交通費、商品の仕入れ費用等は出店事業者の負担となります。

（３）イベント当日の運営（搬入・販売・撤収）を自ら行えることを条件とします。

（４）出店に伴い発生した事故、苦情、食中毒等のトラブルについては、出店事業者の責任において対応するものとします。